第 15 回公共サービス改革小委員会における審議の結果報告 公共サービス改革基本方針別表の取扱いに関するヒアリングについて

公共サービス改革基本方針(平成30年7月10日閣議決定)別表において、「経済産業省基盤情報システムの運用管理業務」については、民間競争入札の実施に関し、「その内容の詳細については監理委員会と連携して検討する」とされているところ、第15回公共サービス改革小委員会(平成31年4月26日)で検討状況について審議(ヒアリング)を行った。その概要は以下のとおりである。

1. ヒアリングの内容等

経済産業省より、次期基盤情報システムの更改(令和4年2月)に合わせ、民間競争入札により調達する運用管理業務の類型化、資料提供招請の結果、今後の予定及びこれをベースに範囲を明確化等していきたい旨説明があった。これに対し、委員から以下のような質問・意見があった。

【委員からの主な意見等】

- (1) 民間競争入札で調達する「運用管理業務」と基盤情報システムの調達に入っている運用 管理を明示的にわかるように書かないと勘違いする。
- (2) 基盤情報システム全体から切り出す運用管理業務の範囲はどのくらいを占めるのか。
 - [回答] 現状未定であり、今後更なる詳細な分析と要件定義等を行う中で決めることになる。 競争性を保てる範囲でなるべく絶対的な金額の規模が大きくなって、全体の効率化が図 られることを考えている。
- (3) 次期基盤情報システムに係る調達は、資本関係のない中立的な第三者の意見又は潜在的 な多くの落札者の意見による評価を受けるべき。
 - [回答] 調達の手続で意見招請を行い、意見を公に求める。仕様書作成支援業者にも調査報告書等はもう一回確認を受けて、おかしいものがあれば、修正等を経済産業省と一緒に検討する。
- (4) 運用管理業務の調達は1本を想定しているか、場合によっては2本ということもあり得るか

[回答] 1社と思っていたが、2社以上がよりよいという話があれば否定しない。

(5) 今後の提案事業者に対するヒアリングは運用管理業務の範囲に関していろいろやれることはないかというような幅広な聞き方をするということでよいか

〔回答〕想定リスクとかどういった要件を入れればよいかを含めてヒアリングなどを行う。

2. 事業主体の対応

ヒアリングにおける委員からの指摘も踏まえて、運用管理業務の具体的な範囲について、 引き続き監理委員会と連携して検討を進め、今年度の冬頃に示す。

3. 結論

令和元年度公共サービス改革基本方針別表に元年度中を目途に運用管理業務の範囲の明確 化、入札等の実施予定時期、契約期間を追加する。運用管理業務の具体的な範囲について、 今年度後半を目途に行う次期基盤情報システムの調達に係る意見招請の前に、ヒアリングを 実施することとした。